

## 選定療養費徴収について

当院の外来診療は『予約優先』となっており、原則、紹介状をご持参いただいた方のみを受診となっておりますが、やむを得ず紹介状なしで受診となる場合、選定療養費を徴収する病院となっております。

医療法および健康保険法にもとづき、次に該当する場合は「選定療養費」をお支払いいただく事が義務化されておりますのでご了承ください。

初診時	7,700円（税込）	
	対象	<ul style="list-style-type: none"><li>・診療科ごとに他の病院又は診療所からの<b>紹介状を持参せず</b>に受診される場合</li><li>・当院通院中の診療科から紹介状による院内紹介ではなく、他の診療科を初診で受診される場合</li></ul>

※従来は、他の診療科を受診している患者さまは、徴収免除となっておりますが、改定により、はじめて受診される診療科ごとに紹介状を持参していなければご負担いただくこととなります。

再診時	3,300円（税込）	
	対象	<ul style="list-style-type: none"><li>・診療科ごとに他の病院又は診療所からの<b>紹介状を持参せず</b>に受診される場合</li><li>・当院通院中の診療科から紹介状による院内紹介ではなく、他の診療科を初診で受診される場合</li></ul>

※従来は、他の診療科を受診している患者さまは、徴収免除となっておりますが、改定により、はじめて受診される診療科ごとに紹介状を持参していなければご負担いただくこととなります。

### 【徴収の対象とならない場合】

- ・救急車で来院されるなど緊急受診の場合
- ・外来受診後、そのまま入院した場合
- ・当院の他の診療科から院内紹介されて受診する場合
- ・労災、公務災害、交通事故にて受診する場合
- ・特定疾患または生活保護など各種公費負担制度を受給されている方
- ・特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた場合
- ・その他、医療機関が直接受診する必要性を認めた場合